

## 政府の要請による地方公務員給与等の削減について

平成 25 年 7 月  
総務課総務係

### ■概要

政府は、「日本の再生」のために、防災・減災事業に積極的に取り組むとともに、一層の地域経済の活性化といった課題に迅速かつ的確に対応するとともに、今後消費税増税について国民の理解を得て進めるためにも、公務員が先頭に立って取り組みを進めていく姿勢を示すことが重要とのことから、平成 25 年 1 月 28 日に総務大臣より、国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律（平成 24 年法律第 2 号）に基づく国家公務員の給与減額支給措置を踏まえ、地方公共団体において速やかに国に準じて必要な措置を講じ、実施時期は、遅くとも平成 25 年 7 月からの施行に向け、条例改正を行うことを要請されたものです。

しかしながら、地方六団体では、「地方公務員の給与は、公平・中立な知見を踏まえつつ、議会や住民の意思に基づき地方が自主的に決定すべきものであり、国が地方公務員の給与削減を強制することは、地方自治の根幹に関わる問題である。ましてや、地方交付税を国の政策目的を達成するための手段として用いることは、地方の固有財源という性格を否定するものであり、断じて行うべきではない。本来、給与は地方公務員法により、個々の自治体の条例に基づき、自主的に決定されるものであり、その自主性を侵すことのないよう強く求めよ。」という見解を示していました。

### ■当町の対応

当町では、平成 17 年 10 月の合併から安定した行財政基盤確立のため、職員の定員適正化計画（平成 18 年度～平成 22 年度）により、合併以前から両町村で職員数の抑制を図ってきた方針を継承し、年次別目標数を定め、職員数の削減と人件費の抑制を行ってきました。※資料 1

しかしながら、地方交付税の交付額の削減を基金の取り崩しや住民サービスへ転嫁することはできないとの判断から、今回の長和町一般職員の給与については、次のとおりとし、「長和町一般職の職員の給与の臨時特例に関する条例」を定め、平成 25 年 7 月 1 日から施行することとしました。

#### 【取り組み】

当町のラスパイレス指数は、103.9%（措置前 96.0%）であるので、一般職の職員の給料を上昇部分である 3.9% を一律削減する。

#### 【期 間】

平成 25 年 7 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日まで

なお、特別職については、平成 17 年 10 月から、町長は給料月額の 10%を、副町長は 5%を、教育長は 4%を縮減を続いていることを鑑み、現状維持としました。

以上

○年次別目標（派遣及び消防職員は除く。）

単位：人

	18 年度	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度
4 月 1 日現在の職員数（人）	116	116	116	112	110	109
実 績	116	111	108	105	107	104
差 引	-	△5	△8	△7	△3	△5

○職員削減に伴う給与額

単位：千円

	18 年度	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度
給与額	682,038	651,100	633,460	619,403	616,856	603,076	590,277
前年比	-	△30,938	△17,640	△14,057	△2,547	△13,780	△12,799
累 計	-	△30,938	△48,578	△62,635	△65,182	△78,962	△91,761

○ラスパイレス指数

単位：%

	18 年	19 年	20 年	21 年	22 年	23 年	24 年	
							措置後	措置前
長和町	92.1	93.6	93.6	94.5	95.0	95.1	103.9	96.0
県	99.2	98.6	99.0	98.9	98.1	98.1	106.3	98.2
県町村平均	91.8	92.7	93.5	93.6	94.1	94.2	101.9	94.2

《参考》

平成 25 年度一般職の 4 月現在の給料月額

給料月額 32,200 千円

削減率 3.9／100

一ヶ月の削減額 32,200 千円 × 3.9／100 = 1,250 千円

平成 26 年 3 月までの削減額（9ヶ月） 11,250 千円